

江戸末期の「法要帳」に見る葬儀

後 藤 重 巳

一 文字史料の積極的利用

過年、『大分県史』の民俗篇編さんに際する数次に及ぶ大分県史編さん専門委員会では、その内容について、様々な建設的意見が続出した。

そのうち、終始もつとも大きな問題となったのは、民俗の調査における資料収集（採集）に際して、古文書などのいわゆる「文献・記録」を、どの様に活用するかという問題であった。

従来、多くの民俗調査では、「民俗」の調査なるが故に、その資料の収集活動は、専ら「古老」を「話者」として選び、彼らの「昔は○○○○であった」との口述を主体にしたいわゆる「聞き取り」の調査が、圧倒的主流部分を占め、記録的資料（文献・記録）は、意識的に排除さえされて来た。

しかし、日本民俗学の提唱者柳田国男は、国史の研究上、その実相を確証するために利用できる資料としての記録の占める量的・質的位置は、「氷山の一角」でしかなく、「海面下に沈んでいる部分がむしろ多いのである」（『国史と民俗学』）として、民衆史の研究では、遺存している記録の欠を補い、記録されたことへの正否を問い直すための方法として、「民俗資料」に注目したのである。

従つて、柳田国男によつて提唱され、發展した日本民俗学は、その發足の契機と目的方法論において、決して「記録」を無価値なものとして無視したものではなかつたのである。

一方、柳田は、かつての国史や地方誌（史）の類が、政争・凶荒の記事一色に彩られているのは、日常茶飯事は、公卿等の日記の類に書き留められる事はなく、特に日記の類は、日常生活や周辺に生じた「異変」に関する記事を中心に記録されるため、それらを主体に利用した従来の国史・地方誌が、当然、政争史・災害史主流の内容になるのだと指摘した。

また、民間に伝世される「系図」の中には信ずるに足りないものが多いが、それを内容不実として一笑するのではなく、そうした偽の系図までもが作成されなければならなかつた歴史的背景こそが重要であるとし、「記録」の内容の吟味に注意を提起した。

要するに日本民俗学は、国史・民衆史の研究のうえで、「記録」のもつ限界性の問題を提起したのであり、決して、「記録」を研究資料として利用することを否定したのではなかつたのである。

歴史の研究では、統計的数値によつて、「時代的傾向」を証するとともに、正確な史料によつて、「絶対的年代」を定めなければならぬ。

民俗資料は、話者からの「聞き取り」によるものである限り、その対象とされる時代は、極めて限られた時代のものになり、また絶対年代の決定は困難である。

民俗学及び民俗資料を、民衆のくり返しを重ねる永い日常の生活体験のなかで、次第に形成された技術や、それを支える思考様式を研究する学問であり、その資料であると定義する時、たしかに絶対年代の比定は不要かも知れない。

近時、学問研究の内容が細分化するなかで、本来、歴史研究の補助学としての民俗学が、独立した人文・社会科学として位置づけられる感があることは否めないにしても、民俗研究（者）が歴史の研究の重責を荷負うべき立場にあることを忘るべきではなぬ。

さて、我々は、民俗研究を通じて、郷土の歴史研究の上で、最近、二つの大きな成果を得た。

その一つは、『大分県史』民俗篇の刊行であり、他は『竹田市史』下巻の上梓である。

冒頭で述べた如く、『大分県史』民俗篇の刊行にあたっては、その企画段階から、専門委員会において充分の討議がなされ、その結果を踏まえて、『民俗篇』の刊行を見た。

一方、『竹田市史』下巻の編纂に際しても、県下における民俗研究の現況を踏まえ、民俗学の本来的な意味を認識することを基調に編述がなされた。

右の二書については、いずれ、その評価がなされるであろうけれども、いずれにしても、この際提起された問題は、民俗研究のなかで、「記録」資料を如何に扱うかという問題であったと思われる。

本稿は、こうした「歴史」と「民俗」の挟間で、これまで民俗研究における「おはこ」とされた「葬祭」について、「法要帳」を研究に如何に利用するかについて述べてみたい。

但し、この「法要帳」は、島原領大庄屋家にかかわるものであり、「民俗」との関係において、若干の異存があることは否めない。しかし、この種の史料の活用の初例として、容認していただきたい。

二 「法要帳」の内容

肥前島原藩の飛地「豊州御領」五組の内の橋津組大庄屋橋津（本多）喜左衛門正苗の死去は、文化十二年（一八一五）正月三日、またその子の金十郎正興の死去は、安政三年（一八五六）六月三十日の正五ツ時であった。

橋津氏文書中に所収される長帳「法要帳」（仮題）には、二人の死去の折の様子、葬式の執行状況、到来物、所要経費、初七日以降、年周忌における仏参者・供物などの状況が、比較的詳細に記録されている。⁽¹⁾

以下、まず、臨終に際しての対応の状態からみることにする。

(イ) 医者迎え

文化十二年正月三日、正苗の危篤に際しては、まず高田組高田町に、合計四組の「医師迎え」が急派された。記事によると「一、高田医師迎え、木下」に続けて「アリウガ又高田へ送り」「一、高田医師迎え、老人・村庄屋」「二、同所同断・今城」とあり、危急に臨み、次々に医者急来を要請する使者を派遣したものと思われる。

一方、正興の場合は、やや詳しい状態を知り得る。すなわち、正興は、安政三年六月二十六・七日頃には「通例三煩」ついていたが、「寝付く程」ではなかった。しかし、二十八日七ツ時から「大病」つまり容体が悪化、翌二十九日もこの状態が続き、家内は寝ずの番の「夜伽」、翌六月三十日朝五ツ時、ついに死去した。

「且夕二迫り候節、高田医師・豊田九草招キ候筈、駕籠人足遣し候」の記事によると、この折、医師迎え人足は、利助・儀平・喜兵衛・嘉平の四人と藁籠持ち運びに本多家の下男一人を加えた計五人であった。急派された五人が高田に到着、医師豊田氏が準備を整え、宅を出立すると思われる時分、正興は息を引き取ったため、本多家から「留メ人足」を急派、先の五人は「空敷罷帰」えることになった。

(ロ) 危篤・死亡知らせ

正苗に関する記事によると

- | | | |
|----------|------|------|
| 一、宇佐方猿渡行 | 治右衛門 | 今城 男 |
| 一、築城行 | 民右衛門 | 卯右衛門 |
| 一、猿渡後立行 | 種 蔵 | 盤 城 |

と見えるところからして、右は危篤又は死亡通知の使者と考えられる。

一方、正興の場合、「存生中、且夕ニ迫り親類先ニ急場為リ知状為リ持遣し候、人夫左之通」とあり、六月二十九日夜、田染・山蔵・長洲の身内方へ、それぞれ、仙平・嘉平、本多家の下男たる茂三郎・清右衛門らを急派している。六月三十日、死亡が確定すると、「終焉為リ知状」が親族たる豊前築城の伊勢田与左衛門・六右衛門・喜平・慶治の五氏宅に急派された。一方近隣の主要な親族たる山蔵駿平（安心院）・長洲新三郎・田染順平・高田源助・馬場富次郎・真玉三左衛門や、杵築の嶋与一郎らの都合十二家にもたらされた。その使者数は明らかでない。三十日築城の伊勢田家に派遣されたのは、本多家下男の良平であつたが、良平は、宇佐時枝（田口家）に立ち寄り、更に築城に達したが、ここから先の、小倉大門所在の伊勢田慶治宅へは、「幸便慥成使有之」との事で、これに託し、二日夜五ツ時、橋津に戻つた。

杵築の八坂（嶋家）に派遣された友四郎、臼野への使者九左衛門、長洲への用助下男らの出発は、「晦日」とするので危篤通知の使者であつたことが推察される。

尚、正興危篤の報に接し駆けつけた「存生中の見舞」の客が「見舞」として持参した「見舞品」には、木ノ下の松本興左衛門の「夜食」と付紙をした「小豆飯」・「にしめ」各一重をはじめ、宇佐嶋津屋本家から「茄子」一六箇と「ササゲ」、長洲新三郎は「菓子」一重、田染所助の「大菓子箱」一箱・「早梨子」一袋・酒二升、山蔵駿平の白砂糖一曲などがあつた。続いて、死亡が確定した折の「夜伽」の夜食として、松本仁兵衛は「夜食」と付紙して「奈良漬」一船、沢庵漬一重・赤飯を大境重一重、以下、馬場富次郎は夜喰米三升・小豆一升、吉松園（嶋津屋別家）からは、ささげ（沢山）・煮豆一重、団子（砂糖入）、天満屋の西時右衛門は「あんころ餅」一組（曲重入）を持参している。

こうして、当主の危篤、死亡に際し、橋津家には、見舞客・悔み客が到来し、あわただしい状況を呈して来る様子が推察される。

ハ) 葬式分担

葬式執行に伴なう役割分担には、大別して「内證方」「走り使い」「棺作り」などの作事と「墓穴掘り」があった。葬式執行にかかわる総指揮（一切差図）には、正苗の折には長洲氏、正興の場合には、田染・長洲の両氏が当った。田染・長洲氏ともに本多家の近親者で、それぞれ豊州御領田染組・長洲組の大庄屋であった。その分担を一覧すると、次表の如くである。

「法要帳」によると、「一切差図」の下に「惣世話方」があり、宇佐代官の麻生重左衛門以下五人がこれに当った。

「配役」は、惣世話の下に「内證方」があり、「料理」を担当した。「膳方」では、世話方を油屋源蔵がつとめ、用助・丈七の男の外、おくに・おみよ・おみねの三人の女性に加っている。彼女らは「栄左衛門母」などと朱書されている点からみると、かなり老齢であるらしく、儀式配膳に経験豊かな者が選ばれたものと思われる。

こうした臨時の大儀式には、食品など大量の「買物」が必要となり、この折は普通、臨時の「通かよひ」を起こす。正苗の葬式では「運び改メ方」に宗左衛門が任じられた。

「小使」は三人、「茶番」には政平が任じられたが、この係りは、火鉢や煙草盆の手配なども担当した。このほか「給仕」に三名、「庭走り」として、二人の男が当てられている。

埋葬に必要な「棺拵役」には、円治以下、十人の男が当った。安政三年、正興の葬式に際しての「棺拵役」には、岩崎村桶屋源助や、青森村の桶屋弥平が参加しているので、棺は「桶棺」であったものと考えられる。

正興の死去に際しては、いかなる事情あつてか、葬式は、菩提寺の大雄寺で執行された。「法要帳」によると、正興の遺体に用い製作された「棺」は、杉の成木のうち大木を用いて繕い立て、内側に「ちやん」を流し、蛸灰詰めにし、土用中のことなので、「嗅気」が立たない様に拵えたという。

正 苗 (文化12年) (1815)		正 興 (安政3年) (1856)	
役 割	氏 名	役 割	氏 名
一切 差 図	長 洲 氏	一切 差 図	田 染 氏・長 洲 氏
池 ぼ り	今城徳兵衛外 4名	道 造	村 方 世話方・西時右衛門
道 造	時右衛門下男外 4名	ひ や 拵	
ひ や 拵	儀兵衛外 10名	惣 世 話	仁三治外 3名
惣 世 話	宇佐重左衛門外 4名	内 證 方	組頭富太郎外 2名
内 證 方	数右衛門外 1名	料 理	直助外 手伝合 4名
料 理	信四郎外 4名	膳 方	源 平 用助外 5名 内女 3名
膳 方	油 屋 源 蔵 用 助外 5名 内女 3名合	重 世 話	
世 話 方		通 ひ 改 方	徳 助
〃	宗 左 衛 門	小 使	— (?) —
通 ひ 改 方	徳右衛門外 2名	茶 番	茂八郎外 1名
小 使	政 平	{火 煙 草 鉢 盆	茂 八 外 1名
茶 番	源 治 外 2名		音 物 改
{火 煙 草 鉢 盆		庭 造 り	— (?) —
庭 走 り	木下男外 1名	棺 拵	樋屋源助外同業 2名
棺 拵	円 治 外 9名	給 仕 諸道具・人足 世話方	佐 吉外 4名 内 3名下女 (外若干)
			庄 平
		下 役	豊 助 2名
		椀 洗	おとり外 女 1名
		飯 焚	弥 市 外 1名
		水 汲	佐次右衛門
		町 小 使	武右衛門外 1名
		風 呂 番	伝 治

第1表 正苗・正興の葬式役割一覧

正苗の葬式の「棺拵役」十人の内には、「上ノ仏座」栄玄が加っている事に注目される。

島原領の豊州御領には、領内の寺院では、寺から遠く離れた地区に、「仏座」と呼ばれる在俗の小規模な「道場」を設け、そこに起居する在俗僧を、「仏座守」と呼んだ。⁽²⁾

「仏座守」は、「新亡」の葬式は勤めなかったが、檀家の日常の法事等には出向いて読経を勤めた。「棺拵」に際し、仏座が参加しているのは、棺拵の特殊性に因むものであろうか。

葬式配役の中に、「道造り」が見える。これは、墓地への道を修繕する仕事であり、多勢の葬列が、棺とともに通行するので、平素、荒廢している墓場道を応急に整えねばならなかった。この道造りには五人の男が当っているが、土砂運搬などに要したのもあろうか、与三右衛門は、馬を引いて参加している。

葬式では、葬家の内證方とともに、墓地に棺を埋葬するための「穴掘」が重要な仕事であった。

正興の葬式では、穴掘役は、木ノ下の下男、嶋津屋下男など、五人全員が「下男」であったが、正苗の場合は、「穴掘歛立」を牧右衛門が勤め、「掘手」は、栄蔵・徳兵衛・勇助・松永下男の庄助などであった。

牧右衛門が勤めた「歛立」の作法が、具体的にどのようなものであったかについては、明らかではない。この穴掘は、別称を「池ほり」と呼んでいたことは、法要帳に明記されている。

穴掘・道造り・棺拵のほか「法要帳」には「ひや」の恠え役が見えている。

「ひや」拵えには、儀兵衛以下十一人の男性が当てられているが、この「ひや」の実体については、詳かではない。

民俗事例によると、福岡県築上郡吉富町附近では、「ひや」は棺を乗せる輿を呼び（『改訂綜合日本民俗語彙』）滋賀県高島郡では、「よい葬式には、式場へハヤという小屋を造る。竹柱・麻木の屋根・杉葉を棟や隅々にさし、四方に麻木の垣を結うたもので、そこに輿を安置する」ものを指すという。（同）

「法要帳」にいう「ひや」が、この種のいづれに当たるか明確ではないが、この点は、民俗事例の研究にまちたい。

「法要帳」によると、葬送に際する「棺前後」に続けて、御追羽・花籠・天蓋・位牌・元台・ゆり持・釣灯・挾箱・花・盛物・龍辰・打追などの持役が決められている。これらの中には、紙を加工して造った「張物」が少なくなかった。正興の葬式に際しては、「張物方」の役割が見え、直衛、儀平のほか、和木村の仏座守了観なるものの名が見えている。葬式に不可欠な特殊な「採物」拵え方として、仏座守の加勢を必要としたものと思われる。(第2表)

文化十二年の正苗、安政三年の正興の葬式に際する「野辺送り」の役割等を分担を示したのが、第3表である。

正 苗 (文化12年)				正 興 (安政3年)			
役	割	氏	名	役	割	氏	名
穴	掘	牧右衛門		穴	掘	勝右衛門 外 4名	
鍬	立	栄 蔵 外	4名	鍬	立	(頭立 1名含)	
掘	手			掘	手		
御 追	羽	お と く		大 炬		武右衛門	
花	籠	勝 蔵 外	1名	元 炬		藤 三 郎	
天	蓋	源 七		花 籠 (1対)		文 五 郎 外	1名
位	牌	(?)		龍頭幡 (2対)		角 平 外	3名
元	台	久 作		高釣灯 (1対)		栄右衛門 外	1名
ゆ り	持	幸右衛門		線香燈籠 (1対)		才 吉 外	1名
釣	灯	順 吉 外	1名	作り花 (1対)		仁 六 外	1名
挾	箱	甚 蔵 外	1名	同 (合付) (1対)		喜 六 外	1名
花		治太郎 外	1名	死 花		幸 吉	
盛	物	長左衛門 外	1名	位 牌		荒次郎	
龍	辰	乙 吉 外	3名	天 蓋		新 平	
中	間	柳 蔵		龕		良 平	
打	追(覆)	忠 助					
立	傘	浅 吉					
杵	持	作右衛門					

第2表 正苗・正興の野辺送り役分担

(二) 到来物

正苗の葬式に際し、「到来物」として記される持参者(参列者)の総数は、一〇一名となっているが、これが全てであるとは考えられない。

「到来物」の内容は、齋米・香典・線香などを主体とするが、これらの外、数量、件数は少ないながらも、野菜・海草・加工食品など、様々な現物の名が見えている。

まず、齋米の総件数は八三件、うち数量の不明のもの四件、米の量一升の例六五件、二升が一三件、三升が一件となる。

線香は、一五件と予想外に少なく、ローソクに至っては、わずかに一例に過ぎない。

この外、水菜・京菜などの菜類が

正 苗 (文化12年)		正 興 (安政3年)	
(役)	氏 名	(役)	氏 名
棺 添	麻生重左衛門 吉之丞(雄平) 卯三郎(田染順平) 新之助(お梶弟) 利右衛門 栄右衛門 用助 角藏 孝右衛門(山留) 代四郎 助四郎(譜代)	棺 添	橋津喜左衛門(正辰) 橋津左源太 田染所助 " 順平 高田八三郎 長洲大八郎 お幸(内) おなよ(内) おちず(内) おゆう(長洲) お峯(山藏) お花(妾)外 用藏 代四郎 浅平 栄右衛門 源平 惣兵衛
棺 かつぎ	(不 明)	棺 鼻	(高内)

第3表 野辺送り行列

七例、以下「ふ」四例・午莠三例・豆腐二例をはじめ、山いも・里いも・人参の各一例、ヒジキ・こんぶ・こんにやく・干物のほか、変わったものでは、「糍」の名が見えている。

到来物には、米と野菜、齋米と香典などと組み合わせる例が多く、齋米・物品・香典などの例も見える。

香典は、「法要帳」では、銀・札などとして記されているが、正苗の葬式の場合には、銀一匁から最高一〇匁までとなる。香典の中では「キ札」「中札」と記されるものが見えるが、これは明らかに「杵築札」および「中津札」を指すものである。

「キ札」の場合、二四例中、一匁札八例・二匁五分八例・三匁二例のほか一匁三分・一匁五分・二匁・三匁五分・四匁・五匁の例が見える。

「中札」は、一匁・二匁・二匁五分各一例が見えている。

「キ札」など藩札を香典として納めた参列者の身分をすべて確認することはむずかしいが、多くの場合、豊州御領の住人であるうし、例えば、同組岩崎村組頭の品蔵（一匁）、同所庄屋安右衛門（一匁五分）、田染組小崎村庄屋源三郎（三匁）があった。

豊前御領においては、本藩の藩札の使用が禁止され、「正金遣い」が強制されていた。

勿論、他藩札の使用も厳しく禁止されていたが、実際には、隣接する杵築・中津両藩の藩札が通用し、島原藩では、これら度々禁令したが実効はなかった模様である。「キ札」や「中札」の香典使用は、その具体的な実態を示すものといえよう。

「法要帳」の「野布施覚」によると、本多家では、旦那寺大雄寺に対して、この葬式に際し、金百疋を、また岩崎村洞昌寺・西木村報恩寺など式に伴儀を仰いだ寺に対して、それぞれ一両ずつを納めているが、大雄寺小僧・大善寺小僧・直心庵などには、「キ札」を納め、「ふぎん」「別派ふぎん」として、宇佐大善寺以下に布施した分は、すべて「キ札」であった。

正苗の葬式に際し、納められた香典の総額は、一四九匁九分余、その内に「正銭」は僅かに、一匁四分にすぎず、他はほとんど、「キ札」（九一匁余）と「中札」（五匁五分）であった。

齋米の総計は、一石一升、この葬式に際して、「飯弁」として炊かれた米の総量は二石七斗七升五合余、差引き七斗六升余が、本多家の保有米から支出された。

(六) 葬式前後の献立

正苗の葬式そのものにおける「献立」の内容については、明らかではないが、正月五日夕（死去は五日）、六日朝の「献立」については、「法要帳」に記載が見える。

献立

所々より参候人足帰

一、茶飯

汁 白とふふ

香のもの

五日夕

一、坪

すあへ 汁

平

切こんぶ

切こんぶ

飯

青 み

六日朝

皿

あえもの

汁 さいのめ

坪

丁せんぶ

飯

平

あげとふふ

以降、初七日・二七日の「献立」は、次の通りである。

午房 青み

人參

こんぶ

皿 あへもの 汁 さいのめ

こんにやく 豆腐

ひじき

坪 こんにやく 飯

干なば

里いも

大皿 つきあげ 九品

三ツ石こんぶ

れんこん

人參

午房

山いも

くわひ

つとふふ

かぶ

② 特殊な仕事

文政十三年(天保元)七月二十五日、本多正興の妻、お道が死亡した際の「葬式役割」を見よう。

惣世話役は、和木庄屋悴と、本多家手代銀平らの外に文貞(医師)・基助の二人が加わり計四人、音物方(組頭与惣左衛門外一名)、料理方は新之助以下四人、配膳方は女性二人を含む五名、外に「給士」に四人の女性が配せられた。

「大工」「桶屋」「張物方」は、棺はじめ葬送道具の準備に従った。

「墓世話方」「空掘役」の外、内證手伝三人があり、「米炊」「米搗」「米汲」の三役が見えている。

「米搗」は、大規模な行事には、付きものの作業で、木下新宅・大雄寺・大黒屋の下男三人が当った。炊事には大量の水を必要とするため、係りの男二人が配せられた。

「到来物」は、ここでは「音物」と記されており、齋米・香典・線香のほか、様々な品物が到来している。持参者は、大雄寺以下七〇人の名が見えるが、これも全てではあるまい。

「法要帳」の集計によると、香典は口数で三一口、札七八匁(四貫九二二文)、「中札」五匁(二四〇文)、銀四匁六分(四九七文)、「朱一口(四四〇文)」で、錢高総計六貫一六九文となっている。

齋米は、五一口中、一升四四件・二升七件で総量五斗八升であった。線香は比較的少なく一九件。

これらの外、麦粉二升一口・小麦一升一口・いも・カボチャ・苦瓜・ナスなどの野菜物が見え、白いもは一三件に及ぶ。また単発的には、白砂糖(二件)・干物・切コンブ・麩(四件)などがあった。

このお道の葬式に係わる「当用拂方」は、「信吉店」の買物代一貫七八七文、日足油屋への二口分二貫四五二文を含めて、総額八貫六三二文と計算されている。

この葬式に際しての「献立」については、記事が見えないが、七月晦日の初七日の「献立」は詳細である。

じゅんかん あぶらあげ・生とうふ・わらび・竹の子・かんぴよう・椎茸・こんぶ・白いも・なす・かぼちゃ・ゆば・

坪 とうふ・くずかけ、

皿 白いも・角天・旭のり・なす・みようが・いきす・油皮・れんこん・かぼちゃ、

茶碗 花麩・木海月・水こんにやく・百合・みようが、

汁 さいの目とうふ、

菓子 せんべい・ようかん・まきようかん・柿・梨・餅・豆粉餅・まんじゅう・割桜・ふきよせ、

極上らくがん(上座)

麦菓子、たね菓子(下座)

冒頭に見える「じゅんかん」は「筍干」なる食器の品名を指すものである。

この初七日参会者は、大雄寺の僧はじめ、召使男女を含め計八七人で、差しつかえあり不参の者には、「膳」が遣わされている。

(ト) 文久期の事例

文久元年九月七日、正興の子息中治が死去、葬式に係わる記事は、比較的簡けつに記録されている。

中治の死去は、午後五時。午後七時、長洲・高田・田染・山蔵・島家の主要親族五家に「しらせの便」が出された。田染・高田には、要右衛門と専平、山蔵行きは、五平と北岡の下男忠平、八坂島家には浅平、長洲行きは菊右衛門であった。

同夜、文五郎と北岡の下男小三郎及び下女が雇われて「米搗」が行なわれた。葬式に大量に消費される飯米の準備であり、正興・お道の場合も同様であった。飯米は一般に粳で保存し、必要に応じて精米化するからであり「客ごと」には、不可

欠な事前の仕事であった。

七日、つまり死去の夜、村方の古松園から「小豆飯」堺重一重、「白飯」堺重に一重が木下本家から、北岡から「香のもの」、またかんびよう・こんにやく・豆腐・いんげん・午房・里いもなどの「煮しめ」と「香のもの」が「白飯」とともに島津屋から「夜喰見舞」として届けられた。

同夜の「夜伽」には、村庄屋松本仁三治、当家手代の滝上撰右衛門はか男女二二人の名前が見え、仁三治は「暫く」とあり、少刻の「夜伽」、この夜伽連の中には、松崎村針医の順泰のほか、庄屋元のおいつ、隣家のおちか、北園のおつな、中津屋のおいう、ばん上のおりきなど、女性七人があった。

八日、岩崎村万木屋の下男亀三郎以下、計男女五五人の「加勢」があったが、「手不足」のため、本多家から与平治娘など二名が雇われた。

葬式の準備には、「野辺筋惣世話」、内證方の「惣世話」として、それぞれ和平治・源平、一切の惣指揮は、村庄屋の仁三次と茂八郎が当った。

「野辺筋」の仕事には、「穴掘」に島津屋下男以下三人、「花籠造」は角蔵、棺拵など大工ごとは茂平以下四人、「張物方」は徳之助ら五人が当った。

「内證」筋では、「料理人」に宇佐の直助以下、手伝を含めて五人、「配膳方」はおちか・おちうの女性二人、「茶番酒方」には清右衛門が配せられた。

「通子供」と見えるのは、買物などの走り使いであろうか「内下女」のおとふ以下、男女五人の名が見えている。

葬家の下男は「風呂番」に、「梅請」には当家手代の撰右衛門が当たり、「諷経札」の係りは撰右衛門内侍の茂八郎、「張元」を、村組頭の佐助らが受け持った。

八日、葬式当日の「役割」は、次表の如くであった。

「到来物扣」によると、記名されるものの総数は、七七人となっている。

このうち「齋米」もしくは「齋米料」を持参したものの六七人。「齋米」の現物は、一升五七人、二升七人の計六三人。残る三人は「齋米料」で二匁二人、三匁・六匁がそれぞれ一人ずつとなっている。

「香典」はすべて「香資」と記され、四三人。高額は一〇匁の一人、次いで七匁二人、二匁が一三人、次いで三匁の一三人、一匁六人のほか、三分(一人)・五分(一人)・一匁五分(一人)・四匁(一人)・五匁(三人)・「キ札」一匁一人となっている。

「線香」は、「五包」と名記されるもの一人を含め四一人となっている。

このほか、野菜持参八人で、品物は、ナス四件・いも三件の計七件、ほかに「すいか」(?)一件がある。また「御野菜料」として、金銭で納めた例(五匁一件・キ札五匁一件)二件のほか、「菓子料」七匁一件が見えている。

九月八日、葬式当日の「献立」は凡そ二人分と見積られているが、「献立」は「下の分」と「上分」との区別があった。

「下の分」

皿 いぎす・けさの目

中盛 酒

役	割	配	役
御寺迎	え	16人	
立傘	持	代五郎	
杵	持	代五郎	
大炬	炬	利平	
元炬	炬	伝次郎(下男)	
花籠	籠	五平	
龍辰	辰	{義平(大工)・千代松 龜七郎・卯太郎・仙平	
高釣	灯	庄平	
造り	花	万太郎・吉治	
死花	花	伝二郎(下男)	
天蓋	蓋		
位牌	牌	およふ	
白輿	輿	常助(下男)	

第4表 中治の葬式の役割

坪 しょうが葛掛けの麩、

平 油あげ・切りこんぶ・なす、

飯

「上分」

皿 いぎす・けさの目、

中盛 酒、

坪 こんにやく・丸麩・里いも、

平 なす・れんこん・つととふふ・こんぶ・油あげ、

飯

葬式の翌九日の「献立」としては、

皿 こぶのり・大根・寒天・ひのり・油かわ、

汁 昆若（アヲ）つみ入れ、

中盛 酒、

坪 里いも・氷こんにやく・いんげん豆、

平 かん天・山いも・油あげ・しいたけ・れんこん、

飯

などがあり、「引て」として

茶碗 茗荷・ゆば・麩・ぎんなん・くわえ、

が見えている。

三 ま と め

「法要帳」の作成は、仏事・法要等の参列者の氏名・香典額・供御物等を記録して置き、他家の仏法事等に際し、「おかし」の目安ともなる重要な記録でもあった。

しかし、この記録が、民俗学が対象とする一般民衆や、民間において作成されることは少なく、庄屋など村役人層以上に限られる例が多い。

従って、この資料を一般民衆史の研究資料として活用することには、限界がなくもない。

いわゆる冠婚葬祭の研究においては、その行事を機能化する組織の問題が重要とされる。すなわち、「葬式講」などの構成をめぐる問題である。

この点、ここに紹介した「法要帳」は、大庄屋本多家にかかわるものであり、その内容も、民間一般の葬式の運営とは、多分に異質であることを、先ず念頭に置かなければならない。

しかし、こうした記録が、絶対年代に強く、年次的に記録されるため、儀式内容の変化の様子を、比較的鮮明に描き出し、また例えば、到来物の内容が、極めてよく季節感を表出しているなど、その利用価値は高い。

文化十二年の正苗、安政三年の正興の葬式の「到来物」「音物」の内容に比べると文久六年九月の、中治の葬式に際してのそれには、「齋米」に代わる「齋米料」の例が散見し、野菜など現物に代って、文久には、「御野菜料」が、少ない例ながら登場、現物が金銭化した様子を知ることができる。

また、正苗・正興・お道の葬式では少例であった「練香」を、供御する例が圧倒的に増加している。

一方、参列者への「直会」の「献立」で、「上分」「下の分」の差別が見られ、お道の初七日法要でも、「菓子」には、「上座」「下座」の区別がみられた。

正興の葬式では、野辺送に際し、「外名子」の角蔵、代四郎と同村の浅平が「棺かつぎ」をしたが、浅平は、応急に指名されたものであった。当初、政蔵なる者が担当する予定であったが、政蔵は村庄屋より連絡を受けたにもかかわらず遅参したため「葬式後、庄屋より取調候様申置候」と見える如く、大庄屋身分級の葬式は、在中の講組による儀式とことなり、政治色を多分に含んでいた。

しかし、そうした問題を考慮に入れても、この種の資料が、近世末期村方社会を見る上でもつ価値を損ずるものではない。注(1) 別府大学文学部史学科保管橋津守英氏寄託史料のうち一点、表紙を欠く。

(2) 後藤重巳「寺院本末制度と仏座守」『別府大学紀要』第十九号所収。

(別府大学教授・

)

大分県地方史料叢書八一—

文化一揆史料集 (一)

党民流説

豊田・秦・楢本編

近世二豊の最大の一揆、文化八・九年一揆に関する基本史料「党民流説」を収載。底本として後藤碩田の自筆本を使用。その公刊は、全国の研究者からも注目を集めている。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

大分県地方史研究会

大分県地方史料叢書八一—

文化一揆史料集 (二)

岡藩編

豊田・秦・尾登編

本巻には、「竹田領百姓騒動記」など八史料を収録した。これによって現在入手し得る岡藩内に関する文化一揆史料は、ほぼ網羅されたといえよう。今後、県下の文化一揆の研究が飛躍的に進展するものと期待される。

(頒価 会員二〇〇〇円、会員外二五〇〇円・送料共)

大分県地方史研究会